

岩手県立一関第二高等学校同窓会理事会議事録

日付：令和3年5月25日（火）

時間：18：00～19：30

場所：一関第二高校 会議室1

出欠：出席人数21

議長：通例により同窓会長

報告

◎令和2年度 事業経過報告について

- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、事業については大幅に縮小となった。
- ・感染症拡大防止の観点から、学校と連携し、感染症予防対策補助品の寄贈を行った。

議事

◎第1号議案 令和2年度会計決算・会計監査報告並びに承認について

- ・誤記訂正箇所について訂正

議案書の通り承認

◎第2号議案 令和3年度事業計画（案）について

【令和3年度同窓会総会に代わる書面議決開催について】

・新型コロナウイルス感染拡大に関し、依然として流行が終息に向かっていないことから通常での開催はできないと考えるため、昨年にも即した形で実施したいと考える。

ー以下事務局案ー

①【総会の開催について】

・昨年同様書面議決に代えて実施する。（2月17日：令和2年度第2回常任理事会で提起、4月21日：令和3年度第1回常任理事会にて審議）

・議案書ならびに書面決議文書の発送は、昨年同様同窓会役員、常任理事、顧問、理事、支部長、支部事務局長210名を対象とし、その他ホームページへの掲載を行い、書面議決参加希望の問い合わせに応じて追加発送する。（締切期日：令和3年6月25日（金）予定）

・議案書印刷のページについては重量に係る送料の節減により、議事その他資料頁は同窓会会則、同窓会慶弔規定、同窓会表彰規定、同窓会旅費支出規定のみとする。

〈意見〉書面議決に関し、議案書の受領者がどのような経緯でこのような経緯となったのか理解できるようにすべきである。特に議案に会則の改定もあるため理由を明示し理解を得る必要があるのではないか。

〈応答〉議案書と共に理事会議事録を送付し、これまでの経緯を説明する形をとる。

決定：議案書と共に理事会議事録を同封し、経緯を明示したうえでの書面議決とする。

②【次回総会・懇親会当番幹事について】

・複数年繰越合同実施をせず、令和2年当番幹事担当学年（昭和58年3月卒・平成5年3月卒）に改めて実施依頼をし、以降は順番通りの学年幹事で実施する。

③【支部総会の開催について】

・昨年度を踏襲し開催を見送る方向で進めてもらうよう通達のうえ、それに関する連絡費用補填として支部補助費は例年通り支給する。

〈意見①〉ワクチン接種の状況等を確認しつつ、可能であれば支部総会・懇親会を実施したいと考えている。この場で中止を決定する必要はないのではないか。

〈意見②〉日々状況が変化する中、実施の可能性は残しておいてよいと考える。今後の状況を見ながら実施の判断については各自部にお任せしてよいのではないか。

決定：上記②については事務局案の通りとする。③支部総会の開催については各支部事務局の判断に一任する形とし、支部補助費については例年通り支給する。しかしながら、依然として感染症拡大が終息に向かっておらず、事業計画については未定な部分も多いことから、【新型コロナウイルス感染症の状況によっては中止もあり得る。】【開催状況についてはホームページ等で周知する】旨を注釈として追記する。

◎第3号議案 令和3年度会計予算（案）について

・今年度も感染症予防の観点から各種対応できるよう事業費の増額、並びに、昨年度積み立てできなかった分を補填する形で記念事業積立金の増額とする。

〈意見①〉昨今の感染症拡大の状況を鑑み、今後も柔軟に対応してゆくべきである。

〈意見②〉2支出の部【6事業費 備考 クリアファイル作成】について、最近ではエコに対する考えが浸透し、材質が紙のファイルもあるようなので、作成にかかる費用等確認のうえ可能であれば材質等について検討すべきである。

〈応答〉今後事務局で調査し検討する。

〈意見〉令和3年度 同窓会特別会計（積立金）予算書（案）1収入の部【2繰越金 備考欄 記念事業積立金（③普通口座・・・）】の名称について、現状の用途に即した名称に変更したほうが良い。

〈応答〉今年度の会計予算書より普通口座の記念事業積立金を【運営積立金】に変更する。

上記のとおり承認

◎第4号議案 会則の改定について

・会則 第3条【(1)正会員 本校卒業生並びに前身校の卒業生】と第12条【本会の正会員は会費、入会金を在学中に納付するものとする。】の記載には、在校生は未だ正会員ではなく会費、入会金を徴収することに矛盾を生じている。また、会費の納入について、現行在学中に分割で納入しているが、同窓会入会前での会費納入は適切ではなく、他県では既に改定の動きとなっていることから、徴収金の管理方法の検討、並びに、今回の会則矛盾点と合

わせ改正してゆく必要があると考える。

〈質問①〉改訂後の（１）会費（２）入会金を削除する理由はなぜか？

〈応答〉第１２条の条文に既に会費・入会金についての記載があるため。

〈質問②〉今後の会費の徴収方法はどのようになるのか？また、卒業時に一括で納入する事が最もではあるが、やはり新生活に向け準備時期でもあり何かと出費がかさむ時に２万円強の一括納入は大変ではないか。

〈応答〉同窓会へは卒業時に一括納入という形となるが、徴収方法に関しては学校側と協議し、現在の在学中に同窓会費を分割納付する形としているものを踏襲し、名目を同窓会入会積立金に変え卒業時まで学校の口座で管理し、卒業時に同窓会の口座に振り込むことを確認している。

〈質問③〉予算収入について、今後２年間の移行期間の収入額についてはどのように考えているか？

〈応答〉今後２年間については前例に倣い同窓会特別会計（積立金）内運営積立金から借り入れる形で補填し予算運営を行う。完了年度後は通常の予算に戻す。

上記のとおり承認

◎その他 特になし

その他 特になし

以上

議事録作成：R3.06.01 同窓会事務局